

大熊町国土強靱化地域計画

令和3年3月

大熊町

目 次

第1章	はじめに.....	1
第1節	計画策定の趣旨.....	1
第2節	計画の位置付け.....	1
第3節	計画期間.....	1
第2章	基本的な考え方.....	2
第1節	基本目標.....	2
第2節	事前に備えるべき目標.....	2
第3節	強靱化を推進する上での基本的な方針.....	3
第3章	地域特性.....	4
第1節	大熊町の地域特性.....	4
第2節	大熊町における主な自然災害リスク.....	5
第4章	脆弱性評価.....	6
第1節	脆弱性評価の枠組み・手順.....	6
第2節	「起きてはならない最悪の事態」の設定.....	6
第3節	強靱化施策分野の設定.....	8
第5章	強靱化の推進方針.....	9
第1節	人命の保護.....	9
第2節	迅速な救助・救急、医療.....	20
第3節	行政機能の確保.....	30
第4節	情報通信機能の確保.....	31
第5節	経済の機能不全の回避.....	34
第6節	ライフラインの確保と早期復旧.....	36
第7節	制御不能な二次災害の防止.....	42
第8節	迅速な地域再建・回復の条件整備.....	47
第6章	計画の推進に向けて.....	51
第1節	推進体制.....	51
第2章	評価・点検の手法.....	51

第1章 はじめに

第1節 計画策定の趣旨

大熊町は、東日本大震災により、津波や家屋倒壊の被害を受けるとともに、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う全町避難を余儀なくされました。

それから8年後の平成31年4月10日に、一部地域の避難指示が解除され、ようやく住民の帰還が叶いました。震災10年となる令和3年3月現在、避難者を含む約10,000人の人口のうち、町に住民登録がある居住者数はわずかに285人ですが、少しずつ、町の復興が進みつつある状況です。

一方、災害時でも機能不全に陥らない経済社会システムを平時から確保することを目的に、平成25年に国土強靱化基本法が制定され、市町村においても、同法に規定する国土強靱化地域計画を策定することが求められています。

国土強靱化は、大熊町にとっては、安心して帰町し、地域に住み続けるために不可欠なことです。

「大熊町国土強靱化地域計画」は、こうした背景を受け、想定外の災害に対する脆弱性を改めて認識し、事前防災・減災と迅速な復旧・復興に資する施策を総合的、計画的に進めていくために策定します。

第2節 計画の位置付け

国土強靱化基本法では、「国土強靱化」を「大規模自然災害等に備えた強靱な国づくり」とし、「災害等の影響の最小化」のために、「現状の評価」を行い、適切な施策を設定することが定められています。

そのために、同法第13条では、国土強靱化地域計画を定めることとされています。

第3節 計画期間

「大熊町国土強靱化地域計画」の計画期間は、令和3（2021）年度から令和7（2025）年度までの5年間とします。

なお、計画期間中においても、施策の進捗状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて柔軟に見直しを行います。

第2章 基本的な考え方

第1節 基本目標

国・県の基本計画を踏まえ、本町における強靱化を推進する上での最終目標として、次の4項目を設定します。

基本目標

- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 町及び地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧・復興が図られること

第2節 事前に備えるべき目標

本計画の基本目標を達成するため、事前に備えるべき目標として、次の8項目を設定します。

事前に備えるべき目標

- ① 人命の保護が最大限図られる。
- ② 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康及び避難生活の環境を確実に確保する。
- ③ 必要不可欠な行政機能を確保する。
- ④ 必要不可欠な情報通信機能を確保する。
- ⑤ 経済活動が機能不全に陥らない。
- ⑥ 生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保されるとともに、これらの早期復旧を図る。
- ⑦ 制御不能な二次災害を発生させない。
- ⑧ 地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する。

第3節 強靱化を推進する上での基本的な方針

国・県の国土強靱化の基本的な方針を踏まえ、本町において、強靱化を推進する上での基本的な方針を、次のとおり定めます。

1 強靱化の取組姿勢

- ・本町の強靱性を損なう本質的原因について、あらゆる側面から検討します。
- ・短期的な視点によらず、長期的な視野を持って計画的に取り組みます。
- ・地域の特性を踏まえて地域間が相互に連携・補完し合うことにより、各地域の活力を高めつつ、本町全体の災害等に対する潜在力、抵抗力、回復力、適応力を強化します。

2 適切な施策の組み合わせ

- ・ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせ、効果的に施策を推進します。
- ・国、県、町、住民及び民間事業者等が適切な相互連携と役割分担の下、「自助」・「共助」・「公助」の取組を推進し、地域防災力の向上に取り組みます。
- ・非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効に活用される対策となるよう工夫します。

3 効率的な施策の推進

- ・既存の社会資本の有効活用、施設等の適切な維持管理、国や県の施策及び民間資金の活用等により、限られた財源において効率的に施策を推進します。

4 地域の特性に応じた施策の推進

- ・原子力災害による全町避難と帰町、福島第一原子力発電所の廃炉作業の進行、中間貯蔵施設の立地といった本町固有の状況に応じた施策を講じます。
- ・東日本大震災からの復興・再生を中心として、医療、福祉、教育の確保、新産業や雇用の創出、事業や営農の再開、風評払拭・風化防止等に取り組み、復興を加速させていく施策を講じます。
- ・人のつながりやコミュニティ機能を再生するとともに、地域において強靱化を推進する担い手が適切に活動できる環境整備に努めます。
- ・自然との共生、環境との調和及び景観の維持に配慮します。
- ・高齢者、乳幼児、妊産婦、傷病者、障がい者及び外国人等に配慮した施策を講じます。

第3章 地域特性

第1節 大熊町の地域特性

1 位置・地勢・気候

本町は、福島県浜通り地方の東西 15.4 km、南北に 6.7 km、総面積 78.71k m²の太平洋沿岸の町です。いわき市より北に 49 km、宮城県仙台市より南に 103km の地点にあり、西は阿武隈山系の分水嶺をもって田村市と境し、南は富岡町、川内村、北は浪江町、双葉町に隣接しています。

町域の東部は平野や丘陵地となっており、その北東部に海岸に沿って東京電力株式会社福島第一原子力発電所が立地しており、町域の西部は阿武隈山地が広がっています。

気候は、東日本型海洋性で、年平均気温 12.6℃と比較的温暖です。年間降水量は 1,200mm 前後で、積雪は少なく、おおむね自然条件に恵まれています。

2 人口

令和 3 年 3 月 1 日現在の本町の住民基本台帳人口は 10,238 人ですが、この大半は県内・県外避難者で、町に住民登録がある居住者数は 285 人となっています。また、町に住民登録がない居住者（主に東電寮居住者）を含めた町内居住推計人口 860 人です。

本町の人口（令和 3 年 3 月 1 日現在）

町に住民登録がある居住者数	県外避難者数	県内避難者数	人口（海外、不明除く）
285	2,384	7,854	10,238
町に住民登録がある居住世帯数	県外避難世帯数	県内避難世帯数	世帯数
243	1,182	3,584	4,776
町内居住推計人口			
860			

第2節 大熊町における主な自然災害リスク

1 地震・津波災害

東北地方太平洋沖地震は、近代観測体制が整って以降では、世界第4位の規模の地震ですが、太平洋プレートが沈み込む日本では、貞観地震（869年）、宝永地震（1707年）など、マグニチュード8～9クラスの地震・津波が過去に起こっており、こうした大規模な地震・津波災害による被害は、大熊町においても、今後も起こりうると考えられます。

また、南海トラフ巨大地震や首都直下型地震により首都圏の都市機能が麻痺した場合、本町のライフライン等にも影響が生じる懸念があります。

2 風水害・土砂災害

令和元年台風第19号では、阿武隈川、夏井川等が決壊し、福島県中通り、浜通りは甚大な被害に見舞われました。

地球温暖化などの影響で、台風の大型化が進むとともに、日本中の至るところで線状降水帯が発生しやすい気候状況となっており、本町においても、例えば坂下ダムが決壊するなど、大規模な風水害・土砂災害のリスクがあります。

また、昭和22年にカスリーン台風時のように、利根川や江戸川が広域氾濫し、首都圏の都市機能が麻痺した場合、本町のライフライン等にも影響が生じる懸念があります。

3 雪害

平成26年2月豪雪では、浜通り地方でも、記録的な豪雪となりました。
こうした豪雪は今後も起こりうると考えられます。

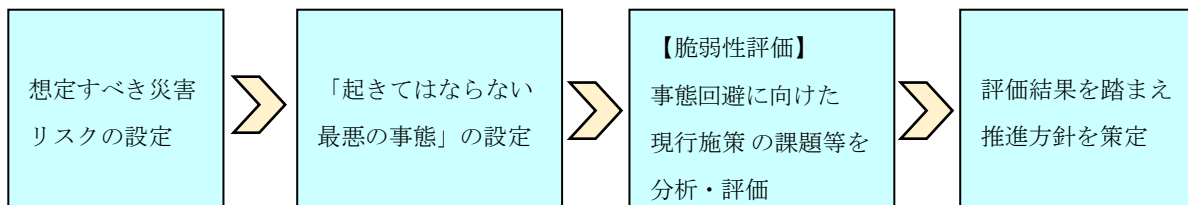
第4章 脆弱性評価

第1節 脆弱性評価の枠組み・手順

大規模自然災害等に対する国土強靱化を進めるため、本町が抱える課題・弱点（脆弱性）を洗い出し、現行施策について、以下の枠組み・手順で分析・評価します。

「起きてはならない最悪の事態」を回避するために、強靱化施策分野ごとに、関連する現行施策の取組状況や課題等を各課ごとに分析するとともに、「起きてはならない最悪の事態」を回避するための庁内・関係機関を横断する施策群をプログラムとして整理し、プログラムごとに脆弱性の総合的な分析・評価を実施します。

脆弱性の評価の手順



第2節 「起きてはならない最悪の事態」の設定

国の基本計画や県地域計画を踏まえ、8つの「事前に備えるべき目標」を妨げる事態として本庁の地域の特性を勘案し仮に起きたとすれば致命的な影響が生じるものと想定される30の「起きてはならない最悪の事態」を次頁のとおり設定します。

起きてはならない最悪の事態

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態	
1	人命の保護が最大限図られる 【人命の保護】	1-1	地震等による建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や火災による死傷者の発生
		1-2	異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水
		1-3	土砂災害等による多数の死傷者の発生
		1-4	暴風雪及び豪雪による重大事故や交通途絶に伴う死傷者の発生
		1-5	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
2	救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康及び避難生活の環境を確実に確保する 【迅速な救助・救急、医療、避難環境確保】	2-1	被災地での食料・飲料水等、生命にかかわる物質供給の長期停止
		2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の発生
		2-3	自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-4	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶
		2-5	医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災支援ルートの途絶による医療・福祉機能の麻痺
		2-6	被災地における疫病・感染症対策等の大規模発生
3	必要不可欠な行政機能を確保する 【行政機能の確保】	3-1	行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4	必要不可欠な情報通信機能を確保する 【情報通信機能の確保】	4-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
		4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
		4-3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
5	経済活動が機能不全に陥らない 【経済の機能不全の回避】	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下、経済活動の停滞
		5-2	食料等安定供給の停滞
6	生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保されるとともに、これらの早期復旧を図る 【ライフラインの確保と早期復旧】	6-1	電気・ガス等のエネルギー供給の停止
		6-2	上下水道の長期間にわたる停止
		6-3	地域交通ネットワークが分断する事態
7	制御不能な二次災害を発生させない 【制御不能な二次災害の防止】	7-1	ため池、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生
		7-2	有害物質の大規模拡散・流出
		7-3	原子力発電所等からの放射性物質の放出及びそれに伴う被ばく
		7-4	農地・森林等の荒廃による被害拡大
		7-5	風評等による地域経済等への甚大な影響
8	地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する 【迅速な地域再建・回復の条件整備】	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-2	復旧・復興を担う人材の不足等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-3	地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-4	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形文化財の衰退損失

第3節 強靱化施策分野の設定

「起きてはならない最悪の事態」を回避するための強靱化施策分野は、町組織の分野に沿い、以下の5分野を設定します。

強靱化施策分野

1	総務分野（災害対策本部事務局）
2	産業・建設分野
3	保健・医療・福祉分野
4	環境・住民支援分野
5	教育分野

第5章 強靱化の推進方針

「起きてはならない最悪の事態」を回避するために取り組むべき強靱化施策の推進方針を以下のとおり定めます。

第1節 人命の保護

事態1-1 地震等による建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や火災による死傷者の発生

施策1-1-1 消防の受援体制の強化

【環境対策課】

脆弱性評価

- ◆大規模災害時に富岡消防署のみでは対応に限界がある
- ◆町内在住の消防団員が少ない

推進方針

本町の消防は、常備消防である双葉地方広域市町村圏組合消防本部と、非常備消防である大熊町消防団が組織され、災害時においても、火災の消火や救助・救出、傷病者の搬送を行います。

大規模災害時には、応急対策を行う人員や資機材が不足することから想定されるため、受援部隊の野営地の想定など、「福島県広域消防相互応援協定」による応援や緊急消防応援隊等の受入体制の整備に努めます。

消防団は、地域防災力のかなめとなる必要がありますが、全町避難後は、限定的な活動にとどまっており、既存の全分団が本町地内で訓練や巡回などの活動を行える体制づくりに努めるほか、休止中の婦人消防隊の活動再開を促進します。また、大川原地区の各企業による機能別消防団の組織化を促進します。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	到達目標
消防受援体制の強化	▷▷▷▷	▷▷▷▷	▷▷▷▷	▷▷▷▷	▷▷▷▷	受入場所の確保
消防団の町内活動の推進	▷▷▷▷	▷▷▷▷	▷▷▷▷	▷▷▷▷	▷▷▷▷	活動実施
婦人消防隊の活動再開			▷▷▷▷	▷▷▷▷	▷▷▷▷	活動実施
機能別消防団の組織化		▷▷▷▷	▷▷▷▷	▷▷▷▷	▷▷▷▷	2組織設立

事態 1-1 地震等による建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や火災による死傷者の発生

施策 1-1-2 耐震化の促進

【総務課・復興事業課・産業建設課】

脆弱性評価

- ◆耐震性が十分でない建物、橋梁等がある
- ◆空き家の倒壊や延焼が被害を拡大される恐れがある

推進方針

本町は、東北地方太平洋沖地震の際、震度6強の揺れにみまわれましたが、昭和55年に制度化された新耐震設計基準の適用以前の建築物についても、倒壊、破損等の被害をまぬがれた建築物は多く存在しています。

これらの建築物は、耐震改修等による耐震性の強化が有効であり、公共施設の耐震化を順次進めるとともに、民間の建築物についても、耐震診断、耐震改修を促進していきます。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	到達目標
耐震改修の実施			▷▷▷▷			1か所実施
民間建築物の耐震診断、耐震改修の促進	▷▷▷▷	▷▷▷▷	▷▷▷▷	▷▷▷▷	▷▷▷▷	診断2件実施

事態 1-2 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

施策 1-2-1 津波対策の促進

【復興事業課・産業建設課・環境対策課】

脆弱性評価

- ◆熊川河口から津波が遡上する懸念がある
- ◆ I F への津波の再来で放射能漏洩、廃炉作業員の逃げ遅れの心配がある【再掲】

推進方針

東北地方太平洋沖地震による津波では、福島第一原子力発電所だけでなく、熊川沿岸の家屋や農地が浸水し、人的・物的被害を生じました。

このため、福島第一原子力発電所の津波被害防止対策を促進するとともに、それ以外の沿岸域においても、防潮堤の整備や海岸保全事業、河川改修事業を促進していきます。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	到達目標
防潮堤の整備促進			▷▷▷▷	▷▷▷▷	▷▷▷▷	県による事業着手
海岸保全事業の実施促進			▷▷▷▷	▷▷▷▷	▷▷▷▷	県による事業着手
河川改修事業の実施促進【再掲】			▷▷▷▷	▷▷▷▷	▷▷▷▷	県による事業着手

事態 1-2 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

施策 1-2-2 治山治水事業の促進

【復興事業課・産業建設課・環境対策課】

脆弱性評価

- ◆河川、ダム、ため池のはん濫が起こりうる
- ◆ダム管理設備が正常に作動しない場合、被害が拡大する
- ◆土砂災害警戒区域の指定・対策の遅れから、十分な危険回避ができていない【再掲】
- ◆道路冠水、土砂災害によりIFなど重要施設が孤立する恐れがある【再掲】

推進方針

本町は、東日本大震災後、長期にわたって避難指示区域に指定されてきたため、計画的な治山治水事業が実施できていません。

このため、避難指示が解除された区域から、順次、土砂災害防止対策事業や、森林再生事業などを導入し、山の保水力を高め、土砂災害や水害の危険度の軽減を図っていきます。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	到達目標
河川改修事業の実施促進【再掲】			▷▷▷▷	▷▷▷▷	▷▷▷▷	県による事業着手
土砂災害防止対策事業の実施促進			▷▷▷▷	▷▷▷▷	▷▷▷▷	県による事業着手
森林再生事業等による森林再生と放射性物質対策の一体的な推進【再掲】			▷▷▷▷	▷▷▷▷	▷▷▷▷	事業着手

事態 1-3 土砂災害等による多数の死傷者の発生

施策 1-3-1 土砂災害警戒区域の指定と周知の促進

【復興事業課・環境対策課】

脆弱性評価

- ◆土砂災害警戒区域の指定・対策の遅れから、十分な危険回避ができていない【再掲】
- ◆道路冠水、土砂災害によりIFなど重要施設が孤立する恐れがある【再掲】

推進方針

平成12年に、土砂災害防止法が施行され、これによる土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域の指定と指定後のハード・ソフト両面からの対策が近年の国の土砂災害対策の柱となっています。

本町では、土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域の指定は、東日本大震災により中断しましたが、県による指定を受け、土砂災害危険箇所とともに住民への周知を図るとともに、住民の協力を得ながら、定期的なパトロールに努めます。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	到達目標
指定の促進	▷▷▷▷	▷▷▷▷	▷▷▷▷	▷▷▷▷	▷▷▷▷	指定箇所の増加
森林再生事業等による森林再生と放射性物質対策の一体的な推進【再掲】			▷▷▷▷	▷▷▷▷	▷▷▷▷	事業着手

施策 1-2-2 治山治水事業の促進【再掲】

【復興事業課・産業建設課・環境対策課】

推進方針

土砂災害等による多数の死傷者の発生を防止するため、施策 1-2-2 の施策を推進します。

事態 1-4 暴風雪及び豪雪による重大事故や交通途絶に伴う死傷者の発生

施策 1-4-1 暴風雪及び豪雪への備えの充実

【復興事業課・環境対策課】

脆弱性評価

◆土木建設事業者や行政、住民の豪雪経験が少なく、対応力が不安

推進方針

本町は比較的降雪が少ない浜通り地方に位置しますが、平成 26 年 2 月の豪雪では、浜通り地方の平野部でも 1 m 前後の積雪がありました。

このため、町内での除雪体制を確保・強化するとともに、車両の立ち往生発生時の避難所設置の想定などを行い、豪雪時の減災対策を進めます。

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	到達目標
除雪体制を確保・強化	▷▷▷▷	▷▷▷▷	▷▷▷▷	▷▷▷▷	▷▷▷▷	避難指示解除区域の拡大にあわせた体制の確保
備蓄の推進	▷▷▷▷	▷▷▷▷	▷▷▷▷	▷▷▷▷	▷▷▷▷	避難指示解除区域の拡大にあわせた備蓄の確保

事態 1-5 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

施策 1-5-1 自主防災組織の育成

【総務課・環境対策課】

脆弱性評価

- ◆3.11 前のような区長を通じた伝達体制がない【再掲】
- ◆大川原・中屋敷地区での自主防災組織が確立していない【再掲】
- ◆大川原地区での防災関係機関どうしの情報伝達体制も十分とはいえない【再掲】

推進方針

本町では、震災前からの自主防災組織はなくなり、全町避難時は、仮設住宅団地単位に組織化されてきましたが、避難住民は居住地の移動が頻繁であるため、組織的な活動を継続して行いにくい状況となっています。

帰町住民や新住民が増えていく中で、大熊町地内に住む住民を中心に、自主防災組織の再結成や活動の再開・発展を図り、自主防災力を強化していきます。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	到達目標
自主防災組織の育成	▷▷▷▷	▷▷▷▷	▷▷▷▷	▷▷▷▷	▷▷▷▷	3組織設立

事態 1-5 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

施策 1-5-2 事業所、一時滞在者等の避難支援対策の強化

【環境対策課】

脆弱性評価

- ◆ I F への津波の再来で放射能漏洩、廃炉作業員の逃げ遅れの心配がある【再掲】
- ◆ 大川原地区での防災関係機関どうしの情報伝達体制も十分とはいえない【再掲】
- ◆ 廃炉作業員、一時滞在者等と町行政が情報伝達しあう手段がない【再掲】
- ◆ 避難制限区域内への一時帰宅に際し、避難行動の周知が徹底できていない【再掲】

推進方針

本町では、福島第一原子力発電所の廃炉作業や、放射性廃棄物中間貯蔵施設への除染土等の搬入作業で、毎日、多くの作業員が働いています。

また、町内には、復興関連やその他の目的の民間事業所が営業しています。

さらには、JR大野駅も再開し、自動車だけでなく、公共交通機関を利用した一時滞在者も徐々に増えつつあります。

これらの事業所従業員や、一時滞在者等が、災害時に、安全に避難所等への避難や堅牢な建物への屋内退避、さらに町外への避難ができるよう、誘導案内板の設置や、事業所従業員への啓発などを進めます。避難指示解除区域が拡大するに伴い、避難所の追加指定とそのための施設改修等を進めます。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	到達目標
誘導案内板の設置	▷▷▷▷	▷▷▷▷	▷▷▷▷	▷▷▷▷	▷▷▷▷	10 か所設置
町内事業所との防災に関する会議の開催	▷▷▷▷	▷▷▷▷	▷▷▷▷	▷▷▷▷	▷▷▷▷	毎年度1回以上
避難所の追加指定の検討	▷▷▷▷	▷▷▷▷	▷▷▷▷	▷▷▷▷	▷▷▷▷	収容人数500人増

事態 1-5 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

施策 1-5-3 避難行動要支援者対策の強化

【住民課・保健福祉課・生活支援課・会津若松出張所・いわき出張所・中通り連絡事務所・環境対策課】

脆弱性評価

- ◆3.11 前のような区長を通じた伝達体制がない【再掲】
- ◆大川原・中屋敷地区での自主防災組織が確立していない【再掲】
- ◆大川原地区での避難行動要支援者対策は構築途上である
- ◆廃炉作業員、一時滞在者等と町行政が情報伝達しあう手段がない【再掲】
- ◆大川原地区での防災関係機関どうしの情報伝達体制も十分とはいえない【再掲】
- ◆避難制限区域内への一時帰宅に際し、避難行動の周知が徹底できていない【再掲】
- ◆2022 年春以降の幼小中一貫校の災害時避難体制を確立する必要がある【再掲】

推進方針

国では、自治体に対し、避難行動要支援者に事前承諾の上、名簿を作成し、それを関係機関で情報共有するとともに、一人ひとりに災害時の具体的な支援者名を登載した個別の避難支援計画を作成することを推奨しています。

本町では、東日本大震災の避難者の名簿を管理し、避難行動要支援者支援活動や、東日本大震災からの復興活動に活用していますが、今後、大熊町地内に居住する避難行動要支援者が増えることを想定し、名簿の新規登録や随時更新を進めるとともに、個別の避難支援がより具体的になるよう、住民の協力を得ながら、避難支援計画の新規作成・更新などを進めます。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	到達目標
大熊町地内に居住する避難行動要支援者の名簿登載	▷▷▷▷	▷▷▷▷	▷▷▷▷	▷▷▷▷	▷▷▷▷	100 % 登載
個別の避難支援計画の作成	▷▷▷▷	▷▷▷▷	▷▷▷▷	▷▷▷▷	▷▷▷▷	作成率 100%

事態 1-5 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

施策 1-5-4 防災訓練の推進

【環境対策課】

脆弱性評価

- ◆3.11 の教訓を、生涯学習として、風化防止も含め、帰町後のまちづくりに生かしていない【再掲】
- ◆大川原・中屋敷地区での自主防災組織が確立していない【再掲】
- ◆大川原地区での防災関係機関どうしの情報伝達体制も十分とはいえない【再掲】
- ◆2022 年春以降の幼小中一貫校の災害時避難体制を確立する必要がある【再掲】

推進方針

本町では、震災前から、総合防災訓練や原子力発電所関連の防災訓練をはじめ、町主催の訓練の実施や他団体主催の訓練への参加・協力等を行ってきました。

大川原庁舎の開設以降、大熊町地内での災害を想定した防災訓練を定期的で開催する必要性が高まっており、町職員のみによる訓練、関係機関や住民と一緒にを行う訓練の双方を、計画・実施・実施後のフィードバックというサイクルのもと、計画的に実施していきます。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	到達目標
職員みの防災訓練の実施	▷▷▷▷	▷▷▷▷	▷▷▷▷	▷▷▷▷	▷▷▷▷	年1回以上実施
関係機関や住民と一緒にを行う防災訓練の実施	▷▷▷▷	▷▷▷▷	▷▷▷▷	▷▷▷▷	▷▷▷▷	年1回以上実施

事態 1-5 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

施策 1-5-5 防災教育の推進

【環境対策課・教育総務課】

脆弱性評価

- ◆3.11 の教訓を、生涯学習として、風化防止も含め、帰町後のまちづくりに生かしていない【再掲】
- ◆2022 年春以降の幼小中一貫校の災害時避難体制を確立する必要がある【再掲】

推進方針

東日本大震災を経験した本町にあっても、転入者の増加や、子どもたちの成長、新入職員の採用など、時機の変化に伴い、防災教育を継続的に実施していく必要があります。

令和 2 年度には、双葉町に東日本大震災・原子力災害伝承館も開館しており、こうした関係機関の協力を得ながら、町職員、住民、子どもたちそれぞれへの防災教育を計画的に推進します。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	到達目標
職員への防災教育の実施	▷▷▷▷	▷▷▷▷	▷▷▷▷	▷▷▷▷	▷▷▷▷	年1回以上実施
住民への防災教育の実施	▷▷▷▷	▷▷▷▷	▷▷▷▷	▷▷▷▷	▷▷▷▷	年1回以上実施
幼稚園での防災教育の実施	▷▷▷▷	▷▷▷▷	▷▷▷▷	▷▷▷▷	▷▷▷▷	年1回以上実施
学校での防災教育の実施	▷▷▷▷	▷▷▷▷	▷▷▷▷	▷▷▷▷	▷▷▷▷	年1回以上実施

第2節 迅速な救助・救急、医療

事態2-1 被災地での食料・飲料水等、生命にかかわる物質供給の長期停止

施策2-1-1 救援物資の受入れ体制の確立

【環境対策課】

脆弱性評価

- ◆帰町から日が浅く、物資供給の受援体制づくりが過渡的である【再掲】
- ◆孤立集落・孤立世帯が生じた場合の情報連絡手段に不安がある【再掲】
- ◆応急給水はできる場合、できない場合が複雑になると想定される【再掲】
- ◆避難指示区域が残っている中での災害時の円滑な道路啓開は不安【再掲】
- ◆食料品、燃料など、事業者の商品在庫（流通備蓄）に頼れる状況にない【再掲】
- ◆備蓄は進めているが、使用経験がなく、災害時に本当に生かせるか未知数【再掲】

推進方針

相双地域での大規模災害では、Jヴィレッジが県の広域陸上輸送拠点となりますが、ここから町の物資等を受入れ、一時保管したり、他市町村の物資受入拠点への積み替え・配送を行う一連の体制づくりを進める必要があります。

当面は、大熊町役場新庁舎の防災庁舎を受入拠点と位置づけますが、同庁舎は、災害時に他の機能との輻輳が想定されるため、避難指示解除区域の拡大にあわせ、他の候補施設を随時検討し、整備を進めます。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	到達目標
役場庁舎での受入体制の確保	▷▷▷▷	▷▷▷▷	▷▷▷▷			新受入拠点の確定
新しい受入拠点の確保				▷▷▷▷	▷▷▷▷	拠点の確保

事態 2-1 被災地での食料・飲料水等、生命にかかわる物質供給の長期停止

施策 2-1-2 応急給水体制の充実

【環境対策課・企画調整課】

脆弱性評価

- ◆帰町から日が浅く、物資供給の受援体制づくりが過渡的である【再掲】
- ◆孤立集落・孤立世帯が生じた場合の情報連絡手段に不安がある【再掲】
- ◆応急給水はできる場合、できない場合が複雑になると想定される【再掲】
- ◆避難指示区域が残っている中での災害時の円滑な道路啓開は不安【再掲】
- ◆食料品、燃料など、事業者の商品在庫（流通備蓄）に頼れる状況にない【再掲】
- ◆備蓄は進めているが、使用経験がなく、災害時に本当に生かせるか未知数【再掲】

推進方針

本町の水道事業は、富岡町、双葉町とともに運営する双葉地方水道企業団で実施しています。

大規模災害による断水発生時には、各町と企業団が協力しながら、避難所避難者や在宅の被災者に対し、応急給水を行う必要があり、ペットボトルなどの応急飲料水の備蓄を進めるとともに、給水タンク車、給水タンク、ポリ容器、ポリ袋等の応急給水資機材の確保と、協力事業者も含む給水業務実施要員の確保に努めます。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	到達目標
応急飲料水の備蓄	▷▷▷▷	▷▷▷▷	▷▷▷▷	▷▷▷▷	▷▷▷▷	避難指示解除区域の拡大にあわせた備蓄量の拡大
応急給水資機材の確保	▷▷▷▷	▷▷▷▷	▷▷▷▷	▷▷▷▷	▷▷▷▷	避難指示解除区域の拡大にあわせた給水可能量の拡大

事態 2-1 被災地での食料・飲料水等、生命にかかわる物質供給の長期停止

施策 2-1-3 緊急輸送路の確保対策の推進

【復興事業課】

脆弱性評価

- ◆帰町から日が浅く、物資供給の受援体制づくりが過渡的である【再掲】
- ◆孤立集落・孤立世帯が生じた場合の情報連絡手段に不安がある【再掲】
- ◆応急給水はできる場合、できない場合が複雑になると想定される【再掲】
- ◆避難指示区域が残っている中での災害時の円滑な道路啓開は不安【再掲】
- ◆食料品、燃料など、事業者の商品在庫（流通備蓄）に頼れる状況にない【再掲】
- ◆備蓄は進めているが、使用経験がなく、災害時に本当に生かせるか未知数【再掲】

推進方針

本町では、災害時の緊急輸送路として、国道6号、国道288号、主要地方道いわき浪江線の国道6号～四倉IC間、一般県道小良ヶ浜野上線の国道6号～大野病院間が指定されています。

災害時に、これらの緊急輸送路が国・県により早期に啓開されるよう、応急復旧資材を置いたり、復旧作業車が停車する公共空地の確保を図るなど、町として可能な協力体制づくりを進めます。

また、避難指示解除区域が広がるのにあわせ、町の緊急輸送路を順次指定し、災害時に円滑な道路交通が確保できるよう、必要に応じて改良や長寿命化などを進めます。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	到達目標
緊急輸送路確保にむけた検討	▷▷▷▷	▷▷▷▷	▷▷▷▷	▷▷▷▷	▷▷▷▷	避難指示解除区域の拡大にあわせ随時検討
緊急輸送路となる道路の改良・長寿命化			▷▷▷▷	▷▷▷▷	▷▷▷▷	整備路線の決定、整備の着手

事態 2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の発生

施策 2-2-1 援助・救助隊の受援体制の強化

【総務課・環境対策課・保健福祉課】

脆弱性評価

- ◆自衛隊、緊急消防応援隊、警察災害派遣隊、原子力災害緊急消防援助隊などの受援に期待するが、町、広域消防、消防団とこれらとの役割分担・連絡調整が不安である【再掲】

推進方針

大規模災害時の援助・救助隊は、自衛隊、緊急消防応援隊、警察災害派遣隊、災害派遣医療チーム（DMAT）、災害派遣精神医療チーム（DPAT）などのほか、自治体や民間からの応援隊の派遣が考えられます。

これらの部隊は、原則として、部隊自身が食料等を持参し、野営場所等も自ら確保することとなりますが、これらの部隊は、ただでさえ地理に不案内であることに加え、本町の場合、避難指示区域に立ち入れないなど、特殊な事情があり、町からの適切な情報提供や、必要に応じた職員の随行など、応急対策への町の協力が欠かせないものと考えられます。

このため、避難指示解除区域の拡大にあわせ、想定受入場所を増やしていくとともに、それぞれの部隊の対応職員をあらかじめ定めるなど、受援体制を順次拡大していきます。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	到達目標
想定受入場所の拡大	▷▷▷▷	▷▷▷▷	▷▷▷▷	▷▷▷▷	▷▷▷▷	想定受入場所5か所
受援担当職員の調整会議の開催	▷▷▷▷	▷▷▷▷	▷▷▷▷	▷▷▷▷	▷▷▷▷	年1回開催

施策 2-1-1 救援物資の受入れ体制の確立【再掲】

【環境対策課】

推進方針

多数かつ長期にわたる孤立集落等の発生を防止するため、施策 2-1-1 の施策を推進します。

施策 2-1-2 応急給水体制の充実【再掲】

【環境対策課・企画調整課】

推進方針

多数かつ長期にわたる孤立集落等の発生を防止するため、施策 2-1-2 の施策を推進します。

施策 2-1-3 緊急輸送路の確保対策の推進【再掲】

【復興事業課】

推進方針

多数かつ長期にわたる孤立集落等の発生を防止するため、施策 2-1-3 の施策を推進します。

事態 2-3 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

施策 2-3-1 広域消防の充実

【環境対策課】

脆弱性評価

- ◆自衛隊、警察広域緊急援助隊、緊急消防援助隊、原子力災害緊急消防援助隊などの受援に期待するが、町、広域消防、消防団とこれらとの役割分担・連絡調整が不安である【再掲】
- ◆広域消防の救助・救急搬送にかかる人員・機材等の体制も、大熊・双葉の復興に沿って充実していく必要がある

推進方針

震災後に富岡消防署庁舎が移転新築されるなど、双葉地方広域市町村圏組合消防本部の消防力は、随時、強化が図られています。

令和2年に入り、新型コロナウイルス感染症患者の輸送体制の強化も進めたところであり、引き続き、関係市町村と連携しながら、広域消防の消防力の充実に努めます。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	到達目標
職員の確保・育成	▷▷▷▷	▷▷▷▷	▷▷▷▷	▷▷▷▷	▷▷▷▷	人員の増加、資格取得者の増加
車両・設備の充実	▷▷▷▷	▷▷▷▷	▷▷▷▷	▷▷▷▷	▷▷▷▷	耐用年数等に基づく更新

施策 2-2-1 援助・救助隊の受援体制の強化【再掲】

【総務課・環境対策課・保健福祉課】

推進方針

自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足に対応するため、施策 2-2-1 の施策を推進します。

事態 2-4 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶

施策 2-1-3 緊急輸送路の確保対策の推進【再掲】

【復興事業課】

推進方針

救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶を防止するため、施策 2-1-3 の施策を推進します。

施策 2-2-1 援助・救助隊の受援体制の強化【再掲】

【総務課・環境対策課・保健福祉課】

推進方針

救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶を防止するため、施策 2-2-1 の施策を推進します。

事態 2-5 医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災支援ルートの途絶による医療・福祉機能の麻痺

施策 2-5-1 地域医療体制の充実

【保健福祉課】

脆弱性評価

- ◆地域内の医療専門職、資機材が限られ、応急救護に不安がある
- ◆ふたば医療センター附属病院の被災により、地域医療機能が麻痺する可能性がある
- ◆災害派遣医療チーム（DMAT）、災害派遣精神医療チーム（DPAT）などの受援に期待するが、町、富岡町、ふたば医療センター、保健福祉事務所とこれらとの役割分担・連絡調整が不安である（災害時医療コーディネート機能）
- ◆地域で人工透析が行える体制が確保できるか不安がある

推進方針

平成 30 年に富岡町にふたば医療センター附属病院が開設し、地域医療体制の中心となっています。また、災害時には、南相馬市立総合病院が災害拠点病院としての役割を担います。

令和 3 年 2 月に大熊町診療所が週 1 回午前みの体制で開所しましたが、震災前の町内医療体制は復興を果たせておらず、避難指示解除区域が順次拡大していく中で、地域医療体制の確保・充実を図っていきます。

また、災害時の応急救護所の設置に関して、関係機関等と連携しながら、図上訓練等を実施し、災害時に、迅速に応急救護を行える体制づくりに努めます。

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	到達目標
診療所の受診科目・時間の充実	▷▷▷▷	▷▷▷▷	▷▷▷▷	▷▷▷▷	▷▷▷▷	大野病院の再開の実現とそれまでの当面の診療所機能の充実
応急救護体制づくりにむけた連携会議の実施	▷▷▷▷	▷▷▷▷	▷▷▷▷	▷▷▷▷	▷▷▷▷	年 1 回実施

事態 2-5 医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災支援ルートの途絶による医療・福祉機能の麻痺

施策 2-5-2 災害時の福祉サービス提供体制の確保

【保健福祉課・会津若松出張所・いわき出張所・中通り連絡事務所】

脆弱性評価

◆被災により福祉サービスが提供できなくなる恐れがある

推進方針

本町の福祉サービス事業所は、福島第一原子力発電所事故に伴う全町避難により、いわき市等に拠点を移し、避難指示解除に伴い、町で福祉関連施設を整備し、令和2年度から、一部の事業所が大川原地区に拠点を移しつつある状況です。

引き続き、福祉サービス事業所の大熊町地内への誘致に努めるとともに、各事業所の業務継続計画の策定を支援するなど、災害時の福祉サービス提供体制づくりを促進していきます。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	到達目標
福祉関連施設の管理運営	▷▷▷▷	▷▷▷▷	▷▷▷▷	▷▷▷▷	▷▷▷▷	サービスを必要とする住民へのサービス提供
福祉サービスの拡大	▷▷▷▷	▷▷▷▷	▷▷▷▷	▷▷▷▷	▷▷▷▷	通所系サービスの開始
福祉事業所の業務継続計画の策定支援	▷▷▷▷	▷▷▷▷	▷▷▷▷	▷▷▷▷	▷▷▷▷	全事業所で策定

施策 2-2-1 援助・救助隊の受援体制の強化【再掲】

【総務課・環境対策課・保健福祉課】

推進方針

医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災支援ルートの途絶による医療・福祉機能の麻痺を防止するため、施策 2-2-1 の施策を推進します。

事態 2-6 被災地における疫病・感染症対策等の大規模発生

施策 2-6-1 感染症予防対策の推進

【保健福祉課】

脆弱性評価

- ◆新型コロナウイルス感染症蔓延防止に不安がある（職員、住民、事業所、学校・園、避難所等）
- ◆新型コロナウイルス以外の感染症についても、蔓延防止に不安がある

推進方針

新型コロナウイルス感染症の世界的蔓延が、住民生活に大きな影響を及ぼしています。これまで、マスクやフェイスシールド、飛沫防止シート、検温機器などの資機材確保、対人距離確保（ソーシャル・ディスタンス）による「三つの密」（密閉・密集・密接）の回避、患者受け入れ医療機関や検査機関の確保、患者・濃厚接触者の隔離、移動の自粛などが行われてきましたが、今後も、感染拡大防止と社会活動の共存を前提とした「新しい生活様式」の普及を図り、まちづくりのあらゆる場面で衛生管理を徹底するとともに、ワクチン接種事業を円滑に推進していきます。

また、新型インフルエンザをはじめとするその他の感染症についても、パンデミックを予防する対策を進めます。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	到達目標
新型コロナウイルス感染症の感染予防対策の推進	▷▷▷▷					流行の収束
その他の感染予防対策の推進	▷▷▷▷	▷▷▷▷	▷▷▷▷	▷▷▷▷	▷▷▷▷	重傷者の発生ゼロ

〔参考〕新型コロナウイルス感染症に対する自治体の主な対策の一覧

分野	内容
感染予防対策	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭、学校、職場でのマスクやフェイスシールド、飛沫防止シート、検温機器などの確保 ・対人距離確保（ソーシャル・ディスタンス）による「三つの密」（密閉・密集・密接）の回避 ・通学、通勤、外出の自粛（小学校休業等対応助成金の支給、休校・イベントの中止）、リモートワークの推進 ・「新しい生活様式」の普及促進
治療	<ul style="list-style-type: none"> ・患者・濃厚接触者の隔離 ・患者受け入れ医療機関や検査機関の確保 ・医療資機材の確保 ・ワクチンの接種事業
経済的支援	<ul style="list-style-type: none"> ・特別定額給付金事業、生活福祉資金（緊急小口資金）など、住民への経済的支援 ・雇用調整助成金（新型コロナ特例）など、事業所への経済的支援・休業補償 ・新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金による経済対策

第3節 行政機能の確保

事態3-1 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

施策3-1-1 災害対策本部の適切な運営体制の確保

【全課】

脆弱性評価

- ◆遠隔地在住職員が速やかに配備できない
- ◆災害応急対策初動期に特定の課に業務が集中する
- ◆業務過多になり適切な労務管理ができなくなる

推進方針

本町では、東日本大震災による全町避難を受けて、長期的な東日本大震災災害対策本部の運営を行い、帰町に際し、地域防災計画を改定し、次に大規模災害が発生した際の災害対策本部の運営体制づくりを進めました。

帰町後も、本庁舎、いわき出張所、会津若松出張所、中通り連絡事務所に職員が分散配置され、大熊町地内に居住する職員が一部に限られるという難しい条件がありますが、震災後に採用された職員も多い中で、大規模災害時に、災害対策本部の適切な運営が図れるよう、職員の教育・訓練や、災害対策本部の組織体制・事務分掌等の随時見直しなどを進めます。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	到達目標
各庁舎での応急対策実施体制の検討	▷▷▷▷	▷▷▷▷	▷▷▷▷	▷▷▷▷	▷▷▷▷	各庁舎で年1回以上検討
災害対策本部の組織体制・事務分掌等の随時見直し	▷▷▷▷	▷▷▷▷	▷▷▷▷	▷▷▷▷	▷▷▷▷	重傷者の発生ゼロ

第4節 情報通信機能の確保

事態4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

施策4-1-1 情報通信システムの強靱化

【総務課・環境対策課・各課】

脆弱性評価

- ◆パソコンや通信機器、電源の被災が想定される
- ◆電話、インターネットの不通が想定される【再掲】

推進方針

町では、各課が業務の中で様々な電算システムを利用するほか、県総合情報通信ネットワークなど、各種通信システムにより、外部機関との通信・電送を行っています。また、災害時の住民への情報伝達手段として、防災行政無線を運営しています。これらの情報通信システムの強靱化に努め、災害時の情報通信機能の確保を図ります。とりわけ、防災行政無線については、居住制限の段階的な解除にあわせ、帰還住民や廃炉関係作業員等に適切な情報が伝わるよう、固定系無線機器や戸別受信機の充実、車載用・携帯用無線機器の充実に努めます。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	到達目標
各課の情報通信システムの随時補修	▷▷▷▷	▷▷▷▷	▷▷▷▷	▷▷▷▷	▷▷▷▷	使用不能の回避
防災行政無線の充実	▷▷▷▷	▷▷▷▷	▷▷▷▷	▷▷▷▷	▷▷▷▷	受信不可能者ゼロ

事態 4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

施策 4-2-1 安否確認の手法の確立

【総務課・住民課・保健福祉課・生活支援課・会津若松出張所・いわき出張所・中通り連絡事務所】

脆弱性評価

- ◆電話、インターネットの不通が想定される【再掲】
- ◆要配慮者の安否確認ができない状況が想定される
- ◆県内・全国の3.11避難者の安否確認の手法が確立していない

推進方針

本町は、福島第一原子力発電所事故による全町避難に際し、行政区単位の迅速な安否確認、避難誘導を行い、短時間での広域避難を実現できました。

しかし、避難者の所在地が広域に及び、コミュニティのつながりが希薄になったため、災害時の安否確認の手法に課題を有しています。

このため、大熊町地内でのコミュニティの再生に努めるとともに、避難者名簿、避難行動要支援者名簿等を活用した安否確認の手法の確立をめざし、行政区長、民生委員、福祉事業所などと連携しながら、戸別確認の手順等の明確化に努めます。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	到達目標
戸別確認の手順等の明確化にむけた連携会議の開催	▷▷▷▷	▷▷▷▷	▷▷▷▷	▷▷▷▷	▷▷▷▷	年1回以上開催

事態 4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

施策 4-1-1 情報通信システムの強靱化【再掲】

【総務課・環境対策課・各課】

推進方針

災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態を防止するため、施策 4-1-1 の施策を推進します。

施策 4-2-1 安否確認の手法の確立【再掲】

【総務課・住民課・保健福祉課・生活支援課・会津若松出張所・いわき出張所・中通り連絡事務所】

推進方針

災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態を防止するため、施策 4-2-1 の施策を推進します。

第5節 経済の機能不全の回避

事態5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下、経済活動の停滞

施策5-1-1 町内事業所の業務継続体制確立への支援

【企画調整課・産業建設課・保健福祉課】

脆弱性評価

◆町内の事業者が事業停止に陥る恐れがある

推進方針

本町では、役場の大川原地区への移転を契機に、大熊町社会福祉協議会、大熊町商工会といった公共的団体も本部機能を大熊町地内に移転し、民間事業所も徐々にではありますが、町内に移転や新設する動きがみられる状況です。

既存の東電関連の事業所を含め、大規模災害時に早期に業務を再開することが、地域社会の機能不全を回避するために重要です。

このため、県など関係機関と連携しながら、町内事業所の業務継続体制確立を支援していきます。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	到達目標
災害時の業務継続をテーマとする町内事業所との連携会議の開催			▷▷▷▷	▷▷▷▷	▷▷▷▷	年1回以上開催

事態 5-2 食料等安定供給の停滞

施策 5-2-1 食料等の放射性物質測定体制の充実

【環境対策課】

脆弱性評価

◆農作物、商品の放射能汚染の恐れがある

推進方針

本町では、福島第一原子力発電所事故により、農業生産がストップしたため、県内各市町村で精力的に実施されてきたような農作物の放射性物質測定体制は確立していませんが、飲用井戸の放射性物質測定など、内部被ばくを防止する取り組みや空間線量の測定を適宜進めてきました。

仮に、再度、放射性物質の飛散が生じると、食料等の放射性物質の的確な測定は不可避であるため、県など関係機関と連携しながら、放射性物質の線量を測定し、その結果に基づき、摂取制限など必要な措置がとれる体制づくりに努めます。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	到達目標
放射性物質測定体制の充実	▷▷▷▷	▷▷▷▷	▷▷▷▷	▷▷▷▷	▷▷▷▷	必要な測定体制の確保

第6節 ライフラインの確保と早期復旧

事態6-1 電気・ガス等のエネルギー供給の停止

施策6-1-1 大規模停電対策の充実

【総務課・環境対策課】

脆弱性評価

◆大規模停電が長期化することも起こりうる

推進方針

避難指示解除区域が拡大するにつれ、町においても、今後、使用を再開したり、新設する公共施設が増えると考えられます。

こうした施設は、災害時には避難所として活用することも考えられるため、長期停電を想定した非常用電源設備や蓄電機能の整備を進めるとともに、燃料等資機材の確保を図ります。

また、民間事業所に対しても、こうした長期停電対策の実施を働きかけていきます。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	到達目標
公共施設の長期停電対策の実施	▷▷▷▷	▷▷▷▷	▷▷▷▷	▷▷▷▷	▷▷▷▷	対策未実施箇所ゼロ
民間事業所の長期停電対策の実施促進	▷▷▷▷	▷▷▷▷	▷▷▷▷	▷▷▷▷	▷▷▷▷	対策未実施箇所ゼロ

事態 6-1 電気・ガス等のエネルギー供給の停止

施策 6-1-2 安全なLPガス利用の啓発

【環境対策課】

脆弱性評価

◆災害発生後にはLPガスの使用そのものに心配がある

推進方針

県など関係機関と連携し、安全なLPガス利用を啓発していきます。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	到達目標
安全なLPガス利用の啓発	▷▷▷▷	▷▷▷▷	▷▷▷▷	▷▷▷▷	▷▷▷▷	LPガス事故ゼロ

事態 6-2 上下水道の長期間にわたる停止

施策 6-2-1 水道施設の耐震化・長寿命化の推進

【企画調整課】

脆弱性評価

◆帰町から日が浅く、水道施設の耐震化・長寿命化が立ち遅れている

推進方針

本町の水道施設は、耐震化できていない管路・設備や経年劣化が進んでいる管路・設備もあり、順次、補修等を進めていますが、令和元年台風19号の際は、水道水の濁り被害も発生しました。

今後、住民・事業所が増加し、水需要の拡大が予想されるとともに、大規模災害による水道施設の被害も想定されることから、双葉地方水道企業団と連携しながら、水道施設の耐震化・長寿命化を計画的に推進します。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	到達目標
水道施設の耐震化・長寿命化の推進	▷▷▷▷	▷▷▷▷	▷▷▷▷	▷▷▷▷	▷▷▷▷	計画の進捗率100%

事態 6-2 上下水道の長期間にわたる停止

施策 6-2-2 災害発生を想定した下水道の整備

【復興事業課】

脆弱性評価

◆下野上・大野の帰町後の下水道の災害時の想定が未知数である

推進方針

下水道は、避難指示の解除にあわせ、順次、再稼働を進めていますが、全町避難の期間に劣化が進んだ管路・設備などもあり、大規模災害が起こっても、被害の最小化が図れるよう、管路・設備の整備、再整備を進めます。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	到達目標
計画に基づく下水道の再稼働、整備・再整備	▷▷▷▷	▷▷▷▷	▷▷▷▷	▷▷▷▷	▷▷▷▷	計画の進捗率100%

事態 6-2 上下水道の長期間にわたる停止

施策 6-2-3 渇水への備えの推進

【企画調整課】

脆弱性評価

◆水道水の枯渇による断水が想定される

推進方針

本町の水道は、木戸ダムを水源として利用しています。

平時は水量は十分あるものの、異常気象により水不足が発生することも考えられるため、飲用水の備蓄を進めるとともに、双葉地方水道企業団や関係町と連携しながら、新たな水源の検討など、必要な備えを推進します。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	到達目標
応急飲料水の備蓄 (再掲)	▷▷▷▷	▷▷▷▷	▷▷▷▷	▷▷▷▷	▷▷▷▷	避難指示 解除区域 の拡大に あわせた 備蓄量の 拡大
関係町による新たな 水源の必要性の 検討					▷▷▷▷	検討の実 施

事態 6-3 地域交通ネットワークが分断する事態

施策 6-3-1 交通ネットワークの多重化の促進

【企画調整課・復興事業課】

脆弱性評価

- ◆交通基盤（高速道路、国道、小名浜港、羽田空港等）が被災する恐れがある
- ◆豪雪により、道路が通行不能になる恐れがある
- ◆広域的に通学・通勤する児童・生徒、教職員、行政職員の帰宅・参集に困難が予想される

推進方針

本町の交通ネットワークは、国道6号、国道288号、主要地方道いわき浪江線を中心とした自動車利用が主体であり、これらを有機的に結ぶ町道網など、道路ネットワークの多重化を進め、災害時の避難路や緊急輸送路の確保・強化に努めます。

また、JR常磐線の災害予防対策の推進を関係機関とともに働きかけるとともに、生活循環バスなど、町で実施している公共交通対策が災害時にもその機能を発揮できるよう、必要な対策を進めます。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	到達目標
町道の改良・長寿命化の推進	▷▷▷▷	▷▷▷▷	▷▷▷▷	▷▷▷▷	▷▷▷▷	計画の進捗率100%
橋梁の点検・長寿命化の推進	▷▷▷▷	▷▷▷▷	▷▷▷▷	▷▷▷▷	▷▷▷▷	必要な措置の実施率100%
公共交通のあり方の検討	▷▷▷▷	▷▷▷▷	▷▷▷▷	▷▷▷▷	▷▷▷▷	公共交通の災害時業務継続

第7節 制御不能な二次災害の防止

事態7-1 ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生

施策7-1-1 ため池、ダム、用排水路等の強靱化

【産業建設課・復興事業課】

脆弱性評価

- ◆老朽化した農業水利施設の損壊が想定される

推進方針

本町には、福島第一原子力発電所に水を供給している坂下ダムのほか、農業用のため池や用排水路等があり、例えば、集中豪雨時の大規模地震の発生などにより、堤防の決壊などによる制御不能な二次災害が起こる可能性もゼロとは言えません。

このため、営農の再開を進める事業等を活用しながら、ため池、ダム、用排水路等の強靱化を進め、下流域の大規模浸水の抑制を図ります。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	到達目標
ため池、ダム、用排水路等の強靱化の推進			▷▷▷▷	▷▷▷▷	▷▷▷▷	計画の進捗率100%

事態 7-2 有害物質の大規模拡散・流出

施策 7-2-1 有害物質の拡散・流出防止対策の推進

【環境対策課】

脆弱性評価

- ◆アスベスト使用被災建築物からのアスベストの飛散が起こりうる
- ◆PCBなど様々な有害物質が流出する可能性がある
- ◆食中毒や医療危険物の誤用、毒物事件などが発生するおそれがある
- ◆自然災害によって、1F・2F・中間貯蔵施設での放射性物質が流出する可能性がある

推進方針

本町において、住民の生命・身体に被害を生じさせる恐れのある有害物質としては、放射性物質が筆頭に上げられますが、今後、町内で各種事業が営まれるようになると、化学物質をはじめとする有害物質の貯蔵・保管等も増えてくると考えられます。

こうした有害物質の拡散・流出防止におき、県や広域消防等と連携しながら、指導・査察などにより、安全対策を働きかけていきます。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	到達目標
放射性物質の拡散・流出防止対策の促進	▷▷▷▷	▷▷▷▷	▷▷▷▷	▷▷▷▷	▷▷▷▷	拡散・流出ゼロ
その他の有害物質の拡散・流出防止対策の促進	▷▷▷▷	▷▷▷▷	▷▷▷▷	▷▷▷▷	▷▷▷▷	拡散・流出ゼロ

事態 7-3 原子力発電所等からの放射性物質の放出及びそれに伴う被ばく

施策 7-3-1 廃炉作業における放射性物質の適正管理の促進

【環境対策課】

脆弱性評価

- ◆汚染廃棄物収納設備・容器等が破損し、放射能漏洩が起こらないか【再掲】
- ◆IFへの津波の再来で放射能漏洩、廃炉作業員の逃げ遅れの心配がある【再掲】

推進方針

福島第一原子力発電所の廃炉作業においては、発電所施設そのものでの作業に加え、放射性廃棄物中間貯蔵施設への除染土等の搬入も進められています。

福島第一原子力発電所では、令和2年9月に高さ11mの津波防潮堤が完成し、今後も、最大16mの防潮堤2基の建設計画も公表されています。

福島第一原子力発電所では、燃料デブリの取り出しが完了しておらず、また、放射性廃棄物中間貯蔵施設への除染土搬入時の事故等も可能性がゼロではない中で、廃炉作業等のすべての工程において、放射性物質が適正に管理されるよう、町においても、引き続き、廃炉作業に公共空地の一時貸与を続けるなど、円滑な作業の実施に協力していきます。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	到達目標
放射性物質の適正管理の促進	▷▷▷▷	▷▷▷▷	▷▷▷▷	▷▷▷▷	▷▷▷▷	拡散・流出ゼロ

事態 7-4 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

施策 7-4-1 営農・森林施業の再開の促進

【産業建設課】

脆弱性評価

- ◆避難指示区域の長期設定により、治山事業が滞っており、山林の保水力が低下し、土砂災害・水害の危険性が高まっている
- ◆避難指示区域の長期設定により、農地が手入れされておらず、災害拡大要因となる

推進方針

大熊町いちご栽培施設の稼働など、営農や森林施業を再開する動きが進んでいます。震災により荒れた農地・山林の機能を回復させるためにも、また、その保水力により、二次災害の低減を図るためにも、JAや商工会など関係機関・団体と連携しながら、営農・森林施業の再開や新規参入を促進します。

そのために、避難指示が解除されていない区域においても、国による農地の除染を働きかけるとともに、関係機関・団体と連携しながら、山林における森林再生と放射性物質対策の一体的な推進に努めます。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	到達目標
営農・森林施業の再開や新規参入の促進	▷▷▷▷	▷▷▷▷	▷▷▷▷	▷▷▷▷	▷▷▷▷	新規事業体の開設2件
農地除染の促進			▷▷▷▷	▷▷▷▷	▷▷▷▷	放射線量の営農でできる値への低減
森林再生事業等による森林再生と放射性物質対策の一体的な推進【再掲】			▷▷▷▷	▷▷▷▷	▷▷▷▷	事業着手

事態 7-5 風評等による地域経済等への甚大な影響

施策 7-5-1 風評被害の防止

【産業建設課・環境対策課】

脆弱性評価

◆農作物、商品への風評被害の発生の心配がある

推進方針

営農・森林施業を復興するには、誤認識や消費者の過剰反応などの風評を防止する必要があります。

農作物の放射性物質測定体制の確保や、地元産農林産物の多様な媒体でのPR活動の推進により、風評被害の防止に努めます。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	到達目標
放射性物質測定体制の充実（再掲）	▷▷▷▷	▷▷▷▷	▷▷▷▷	▷▷▷▷	▷▷▷▷	必要な測定体制の確保
地元産の農林産物のPR活動の推進	▷▷▷▷	▷▷▷▷	▷▷▷▷	▷▷▷▷	▷▷▷▷	地元産農林産物の販売量の拡大

第8節 迅速な地域再建・回復の条件整備

事態8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

施策8-1-1 災害廃棄物の処理体制の充実

【環境対策課】

脆弱性評価

◆災害時に廃棄物処理が停滞し、復旧・復興が大幅に遅れる事態が想定される

推進方針

大熊町地内で、新たな災害により、がれきなどの災害廃棄物が発生した場合、放射性物質の飛散・漏えいを招かない処理方法の実施が必要であり、東日本大震災避難指示区域内については、国が処理を行うものと想定されます。

避難指示区域外の災害廃棄物処理については、公共空地などに一時的に集積させ、処理場に運搬し、その処理能力に応じた処理を行うという流れとなるため、双葉地方広域市町村圏組合と連携しながら、災害廃棄物処理体制の充実にむけた取り組みを進めていきます。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	到達目標
災害廃棄物処理体制づくりにむけた連携会議の実施	▷▷▷▷	▷▷▷▷	▷▷▷▷	▷▷▷▷	▷▷▷▷	年1回実施

事態 8-2 復旧・復興を担う人材の不足等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

施策 8-2-1 防災を担う人材の育成

【総務課・環境対策課を中心に全課】

脆弱性評価

- ◆災害応急対策のうち、専門的な技術・資格を必要とする職種（応急危険度判定士等）が不足すると想定される
- ◆全町避難により土木建設事業者も帰町に至っておらず、復旧工事等の担い手不足が懸念される
- ◆災害ボランティアの受入れ調整を行う体制づくりに困難が伴うと想定される
- ◆再び本町が大規模災害に被災すれば、3.11 からの復興作業も遅れていくと心配される

推進方針

災害時には、役場職員、消防職員、消防団員、自主防災組織員をはじめ、様々な人材が応急対策にあたります。

東日本大震災後に採用された職員や、震災後の転入者など、震災時の応急対策を経験していない人材も多く、一人ひとりの防災に関する知識・技術の向上を図るとともに、各セクションの連携強化に努めます。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	到達目標
職員への防災教育の実施（再掲）	▷▷▷▷	▷▷▷▷	▷▷▷▷	▷▷▷▷	▷▷▷▷	年1回以上実施
消防団の町内活動の推進（再掲）	▷▷▷▷	▷▷▷▷	▷▷▷▷	▷▷▷▷	▷▷▷▷	活動実施
防災教育をテーマとした連携会議の実施	▷▷▷▷	▷▷▷▷	▷▷▷▷	▷▷▷▷	▷▷▷▷	年1回以上実施

事態 8-3 地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

施策 8-3-1 地域コミュニティの活性化

【総務課・企画調整課・生活支援課】

脆弱性評価

- ◆全町避難により帰町後の新しい地域コミュニティづくりが難しい状況である
- ◆全町避難により避難行動要支援者の個別支援体制づくりが難しい状況である
- ◆全町避難により学校・家庭・地域が連携した教育が難しく、防災面にも影響している

推進方針

全町避難により、かつてのコミュニティのつながりが希薄になっています。
その再生にむけ、復興支援員等を中心に、交流事業等を支援していきます。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	到達目標
交流事業等の支援	▷▷▷▷	▷▷▷▷	▷▷▷▷	▷▷▷▷	▷▷▷▷	避難制限解除区域でのコミュニティ活動の再開

事態 8-4 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形文化財の衰退損失

施策 8-4-1 文化財の保存

【教育総務課】

脆弱性評価

◆再び本町が大規模災害によって被災すれば、文化財が一層失われる

推進方針

本町は、国登録有形文化財の石田家住宅、渡部家住宅をはじめ、文化的・歴史的価値を有する文化財が多くあります。福島第一原子力発電所事故により、平成 24 年に、町所蔵の文化財約 650 点を白河市の県文化財センター白河館に運び、保管しているほか、平成 29 年からは、個人宅に残された資料を救出する「個人文化財レスキュー」活動も行っています。

町の貴重な文化財が大規模災害により破損、散逸等の被害を受けないように、安全管理対策を進めます。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	到達目標
文化財収蔵施設の整備	▷▷▷▷	▷▷▷▷	▷▷▷▷	▷▷▷▷	▷▷▷▷	文化財収蔵施設の竣工
国登録有形文化財の耐震改修	▷▷▷▷	▷▷▷▷	▷▷▷▷	▷▷▷▷	▷▷▷▷	石田家住宅と渡部家住宅の耐震化

第6章 計画の推進に向けて

第1節 推進体制

本計画は、まちづくり全般に係る計画であり、総務、産業・建設、保健・医療・福祉、環境・住民支援、教育と多岐の分野にわたるため、関係課、関係機関・団体などと連携を図りながら、総合的かつ計画的な推進を図ります。

分野横断的な庁内の推進体制により、計画の推進状況の管理と情報の共有化を図り、各所管の責任や役割を認識し、全庁的な取り組みを進めます。

第2章 評価・点検の手法

本計画に掲げた施策・事業について、統計資料の整理分析や予算の執行状況の確認などにより、進捗状況の把握に努めます。また、施策・事業の客観的な効果を確認するため、住民・事業者の意見・要望などの定期的な収集・整理に努めます。

これらの情報をもとに、本計画に掲げた施策・事業のPDCAサイクルによる進行管理を行い、実施方法の改善に活かしていきます。

PDCAサイクルによる計画の進行管理

